議案第４５号

上越市月影の郷条例の一部改正について

上越市月影の郷条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市月影の郷条例の一部を改正する条例

上越市月影の郷条例（平成１６年上越市条例第６３号）の一部を次のように改正する。

別表上限額の欄を次のように改める。

上限額
４，４００円
３，３００円
２２０円
２２０円
２２０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。